

扶養控除の見直しによる控除額の変更 (平成24年度)

控除対象扶養親族の年齢	控除額	
	見直し前	見直し後
16歳未満 (平成8年1月2日以降に生まれた人)	33万円	廃止
16歳以上19歳未満 (平成5年1月2日～平成8年1月1日に生まれた人)	45万円	33万円
19歳以上23歳未満 (昭和64年1月2日～平成5年1月1日に生まれた人)	45万円	45万円

モデルケース (子の扶養控除額と税額の変更)

**給与収入300万円**

Aさん  
妻  
子(10歳)

見直し前 → 見直し後

控除額  
33万円 → 0円

税額: 約6万円 → 約9万5,000円

約3万5000円 負担増

**給与収入500万円**

Bさん  
妻  
子(21歳)  
子(18歳)

見直し前 → 見直し後

控除額  
45万円 → 45万円  
45万円 → 33万円

税額: 約12万2,000円 → 約14万円

約1万8000円 負担増

※配偶者控除および一定の社会保険料を控除して計算しています。また市県民税の非課税基準の算定には、年少扶養者(16歳未満)も人数に入ります。年少扶養者が障がい者の場合は、従来どおり障害者控除が適用となります

平成24年度 市県民税が変わります

「控除から手当て」の考えや高校授業料の実質無償化に伴う国の税制改正により、平成24年度から市県民税の所得控除額が変更となります。

扶養控除の見直し

- ① 16歳未満の人に対する扶養控除の廃止
- ② 16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除の上乗せ12万円の廃止
- ※①②は左図参照
- ③ 同居の扶養親族・控除対象配偶者が特別障害者の場合の措置

除の額に23万円加算  
【見直し後】特別障害者控除の額に23万円加算

寄附金控除の見直し

市県民税寄附金税額控除の適用下限額  
【見直し前】5000円  
【見直し後】2000円  
※東日本大震災に係る義援金(一

所得税における年金所得者の申告手続きが不要に

次の場合、確定申告書の提出が不要になります。ただし市県民税の申告は必要です。  
○公的年金等の収入金額が400万円以下で、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下



「相続税等に係る生命保険契約等に基づく年金」取り扱い変更による特別返還金の支給

【申請期限・場所】平成24年11月14日までに市民税課(市役所本館2階)へ

生命保険契約等に基づく年金を受給した遺族らのうち、その所得に対して市県民税が課税された人は、申告により過去5年以内の還付手続きを行ってきましたが、今回、平成13年度以降の課税分も申請により「特別返還金」として支給されます。なお所得税で還付となった人でも、市県民税では該当しない場合があります。

対象	必要なもの
税務署で所得税の還付手続きをした人	決定通知書および計算証明書・印鑑・受取人(納税義務者本人)の口座番号・特別返還金申請書(市民税課にあります)
上記以外の人	生命保険会社などが発行する保険年金の明細書など(保険年金の内容がわかるもの)・印鑑・受取人(納税義務者本人)の口座番号・特別返還金申請書

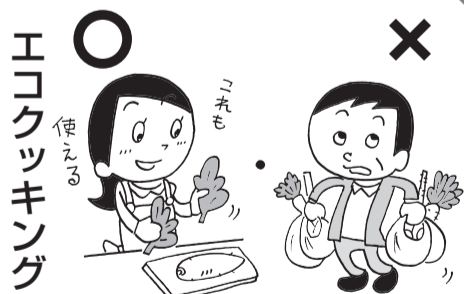
※国民健康保険料・介護保険料も、市県民税と同様に平成13年度以降の保険料減額相当分が「特別返還金」として支給されます。手続きの方法は後日、該当者へ通知します。お問い合わせは、国民健康保険料については、国保・年金課☎948-6365、介護保険料については、介護保険課☎948-6919へ

お問い合わせは、市民税課☎948-6291~6297・FAX 934-1802へ

生ごみ減量1・2・3 +CO2削減

1 買い過ぎない

可燃ごみのうち、最も多いのは「生ごみ」。生ごみを減らすと、ごみの減量とCO2の削減につながります。今回は生ごみ減量の3つの例を紹介いたします。わたしたち一人一人ができることから始めましょう。



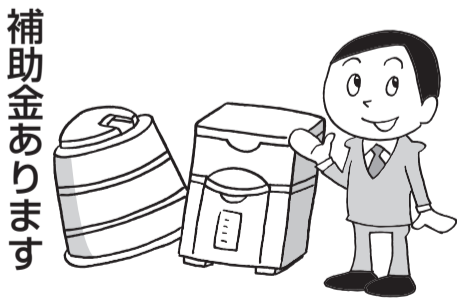
2 しっかりと

①食材を買い過ぎると、無駄な生ごみが増えてしまうことがあります。購入する量や調理法など普段の生活を見直しましょう



②流し台の三角コーナーや水切りネットなどを活用し、しっかりと水切りして生ごみの減量につなげましょう。また地域のごみ集積場所を清潔に利用するためにも、生ごみの水切りをお願いします

3 処理容器購入費の補助金あります



③市では家庭から出る生ごみ減量を目的に、生ごみ処理容器や電気式生ごみ処理機の購入費を補助しています。申請には印鑑が必要です  
【対象】市内に在住する人  
【補助額】①生ごみ処理容器・②電気式生ごみ処理機ともに購入価格の2分の1(①上限4000円で世帯に年度につき2基まで・②上限2万円で世帯に年度につき1基まで)  
【申請場所】④清掃課(室町一丁目)、環境事業推進課(市役所別館4階)、支所、市民サービスセンター▼⑤市内の指定販売業者(電器店など)

お問い合わせは、清掃課☎25516・FAX 9216311へ